

パートの仲間は手をつなごう！

全労連 パ・臨のなかま NO.1

2012.10.30 発行

全労連TEL03-5842-5611

東京都文京区湯島2-4-4

Eメール part@zenroren.gr.jp

非正規雇用にかかわる焦点の課題を学ぶ 非正規雇用問題学習会

10月27日、非正規センター・パ臨連

10月27日(土曜)、13時から17時、東京お茶ノ水の「中央大学駿河台記念館」において、「非正規雇用にかかわる焦点の課題を学ぶ非正規雇用問題学習会」(非正規センターとパ臨連の共催)が開催されました。参加は70人。

非正規センター事務局長の江花新さんの主催者挨拶で始まった集会は、最初に4人から事例報告をいただきました。

「法テラス奈良法律事務所」(「法テラス」は法的トラブルを解決するために設置され

た政府全額出資の準公的機関)で働く鈴木敦子さんは、08年に非常勤職員として採用。09年には「常勤の枠が空いた」との理由で1年間は常勤職員となり、その後12年に雇止めされるまで非常勤職員として働いていました。仕事は雇用形態に関わらず、正規職員と同じ業務を一貫しておこなっていたにもかかわらず、非常勤職員の時期の賃金は常勤職員時の7割以下。是正を求めパート労働法と「同一労働同一賃金原則違反」で裁判に訴えました。

いすゞ自動車で働き、リーマンショック後に雇止めされ、裁判でたたかっている佐藤良則さんは、この間の派遣切り・非正規切り裁判の判決について、会社の利益のためには労働者をモノのように扱い、切り捨てていい、という不当な判断だと批判。また未組織の非正規労働者には正しい情報、法律上の知識がなく、会社にだまされ「不更新条項」にサインしてしまったりしている、として支援・取り組みの強化を訴えました。

生協労連副委員長の木下百合子さんは、多くのパートは有期契約だが定年まで働き、パート店長も誕生するなど責任も増えている。エフコープでは無期転換を勝ち取ったが、他方、「みなさんは地域・職種限定。正規は異動もあるから無期」、「無期にすれば一時金・退職金なども合わせなければならなくなるので困難」、「店舗閉鎖時などにおけるリスク回避のため」などと無期転換を拒否する経営もあり、「法の



趣旨」をふまえた対応を求め取り組みを強めると発言しました。

東京都消費者センターで相談員として22年間働いてきた玉城恵子さんは、1年有期だが65歳まで働けるとなっていた「要綱」が、5年前に「(今後は)任用上限5年」と一方的に改悪。消費者庁が今年7月、非正規相談員について一律の雇用上限設定をせず、雇用安定を求める大臣通知を出したにもかかわらず、都は長期に働いてきた職員全員を雇止めしようとしていると告発。改悪後に採用された相談員は「上限5年」をあきらめているなどの状況もあるが、質の高い相談行政を維持発展させるためにがんばりますと報告しました。



続いて2つの講演を行いました。

労働総研の藤田宏さんは「財界の雇用戦略と非正規雇用の現状と改善方向」と題し、成果主義や非正規雇用の活用で、売り上げは伸びなくても大企業の利益だけはあがる仕組みが作られてきたが、財界は大企業の海外展開を進めるために非正規労働者を使い捨て労働者としていっそう活用していこうとしており、「有期を基本とする社会」にまで言及していること。そうしたもとで労働者の生活は悪化し日本経済の存在基盤にも亀裂が生じているとして、イギリス等の例もふまえ、正規雇用が当たり前の社会づくり、均等待遇実現の取り組みの重要性について講演しました。



弁護士の中村和雄さんは、「有期にかかわる労働契約法やパート法改正について」と題し、「改正労働契約法」などの内容と問題点、活用すべき点などについて、裁判例や韓国での実情をふまえて分かりやすく講演。経営側は就業規則によって配転応諾義務などを無期転換(18条)の条件としようとしていること、不更新条項は不当であり危険なこと、19条「雇止め法理」を大いに宣伝し雇用を守ることの重要性、20条「不合理な労働条件の禁止」はあいまいな規定であり、今後の判例の積み重ねが必要だが手当や休暇などすぐ活用できる部分もあるなど、具体的実践的な講演でした。

講演後には「非正規の雇用主は郵便局長だが、局が変われば、同一の使用家とならず、契約期間は通算されないのか?」「早朝パートが無期転換する場合、早朝勤務だけでいいのか」「正規は勤務の初日から有給があるが、非正規は半年後から。これを20条で是正できるか。また一時金が非正規には支給されないことはどうか」「アメリカの対日要求や安保条約との関連について」など質問が殺到していねいに回答。また、資生堂アンフィニ争議の原告、池田和代さんが、仕事は同一なのに、労働者の知らないうちに派遣会社や請負会社が変わっていたこと、派遣労働者ではあったがラインリーダーとなり、誇りを持って働いていたのに、モノのように切り捨てられたことを訴え支援を呼びかけました。

最後に、非正規センター幹事でパ臨連副代表の伊藤和巳さんが、労働組合でたたかってこそ、有期の労契法を活用できるし、まともな雇用、均等待遇、ディーセントワークが実現できる、頑張りましょうと呼びかけて、学習会を終了しました。